

練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画（素案）に  
対する意見等について

平成 24 年 3 月

練馬区

練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画（素案）に対する意見等について

1 意見の募集等について

(1) 区民意見反映制度

① 周知方法 平成 24 年 2 月 1 日 ねりま区報、区ホームページに掲載

② 意見募集期間 平成 24 年 2 月 1 日から 2 月 20 日

(2) 素案説明会（全 4 回開催）

開催日	会場	参加者数
平成 24 年 2 月 4 日(土)	勤労福祉会館	17 名
平成 24 年 2 月 6 日(月)	練馬区役所	25 名
平成 24 年 2 月 7 日(火)	関区民ホール	9 名
平成 24 年 2 月 11 日(土・祝)	光が丘区民ホール	11 名

計 62 名

3 区民からの意見 117 件（33 名）

①	計画全般について	19 件
②	総合相談体制を構築するについて	14 件
③	居宅系サービスを充実するについて	3 件
④	日中活動系サービスを充実するについて	3 件
⑤	居住系サービスを充実するについて	3 件
⑥	サービスの質の向上について	2 件
⑦	障害児支援を充実するについて	26 件
⑧	障害者就労を促進するについて	5 件
⑨	社会生活支援を推進するについて	11 件
⑩	安全な暮らしを支えるについて	9 件
⑪	福祉のまちづくりを推進するについて	2 件
⑫	障害者医療を推進するについて	4 件
⑬	その他	16 件

## 2 意見の反映状況

	区 分	内 容	件 数
◎	計画に反映	「素案」から「案」へ変更する際に、計画に意見を反映したもの	2 件
○	計画の説明	「素案」に主旨・内容が記載済みであり、その旨説明したもの	5 4 件
□	既に実施	既に事業を実施しているもの、または他計画で記載されているもの	8 件
△	今後検討	今後、検討を行うもの	1 3 件
—	その他	対応が困難なもの、計画に関連の無い意見、他部署に意見を伝えるものなど	4 0 件

3 区民の意見とそれに対する区の回答または見解

※ 意見総数 117 件のうち同様な意見は一括して回答しているため、回答総数は 98 件となっている。

① 計画全般について

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
1	<p>幼児期支援、就労支援含め、生涯を通じて総合的な施策推進が必要である。</p>	<p>年代等に応じた支援の充実を図るとともに、就学時、卒業時、就職時等の大きな節目を迎えた際にも円滑に次の環境に適した支援を実施できるよう、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」に取り組んでまいります。</p>	○
2	<p>改正障害者基本法においては、障害者は権利の主体として位置づけられているにもかかわらず、計画全体で「支援」という言葉が多く見られる。「やってあげる」という視点を持っているように感じられる。</p>	<p>改正障害者基本法では、その目的として「全ての国民が障害の有無に関わらず個人として尊重されること」、「相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすこと」、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」などを掲げています。</p> <p>このため、次期障害者計画では改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、自己選択・自己決定のもと必要なサービス等を利用し自立した地域生活が送れるよう、総合相談の充実や十分な情報提供等を行うとともに、ともに尊重し合える地域づくりに取り組むこととしています。</p>	○

3	<p>計画全体的に、上っ面のきれいごとに終始している部分が多い。これまでの取組の何が不十分で、どこに課題があるかを謙虚に検証してほしい。</p>	<p>次期障害者計画は、現行障害者計画の進捗状況の検証を踏まえ、公募区民、障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会の議論をもとに策定を進めてきたものです。</p> <p>計画策定後も、適宜事業の検証等を行いながら施策を進めてまいります。</p>	○
4	<p>利用者が増えた、新たな施設が建設された、ということだけに注目せず、利用者が満足しているかどうかという視点で、チェックしながら施策を推進してほしい</p>	<p>次期障害者計画は、障害者基礎調査や障害者団体へのヒアリング等を通して、満足度を含めた施策に対するご意向等を伺い、これを踏まえながら策定を進めてきました。</p> <p>また、区立施設においてはモニタリング制度を導入し、利用者のご意向等の把握に努めています。</p> <p>計画策定後も、引き続き利用者のご意向等の把握に努め、施策の推進を図ってまいります。</p>	○
5	<p>区職員が異動することにより、計画通りに事業が推進していくのが不安である。</p>	<p>区で行う事業は、区全体の計画である基本構想・長期計画や、障害者計画等の部門計画などにより、計画的に組織として取り組んでいます。このため、職員の異動の有無に関わらず計画を着実に進めてまいります。</p>	○
6	<p>区職員は、自分が障害当事者または障害者の親になった気持ちを持って施策を推進してほしい。</p>	<p>障害者施策は、これまでも障害のある方やその家族、障害者団体、障害福祉サービス事業者等から幅広くご意見等を伺い、これを踏まえながら進めてき</p>	○

		<p>ました。</p> <p>今後も同様の視点を持って施策を進めてまいります。</p>	
7	<p>基本理念である「あんしん」を実現するためにも、地域に十分な基盤整備を図るとともに、家族支援も充実させる必要がある。</p>	<p>引き続き、地域生活に必要なさまざまなサービス等を提供できるよう、そのための基盤整備を進めてまいります。</p> <p>また、相談支援等を通じて家族支援の充実を図ってまいります。</p>	○
8	<p>障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、共生する社会を実現することが規定されている。計画目標の趣旨である「どんなに障害が重くとも」の文言は障害者基本法の趣旨と矛盾するため、削除を望む。（他同様3件）</p>	<p>計画目標の趣旨に、「障害を理由に差別されない」、「一人ひとりの個性と人格を尊重し」、「地域の中で自立した生活を送る」等の記載をすることで、障害者基本法の趣旨をとらえていると考えています。</p>	—
9	<p>計画目標の趣旨である「どんなに障害が重くとも」は当事者の視点とは思えない。少なくとも行政が判定する事柄ではない。（他同様1件）</p>	<p>また、ご指摘の文言を含め計画目標は、公募区民、障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会の議論を経て設定されたものです。</p>	○
10	<p>計画目標の趣旨に「自らの意思で自立した生活を送ることができ、社会をめざします。」とあるが、それは、社会的な生活の営みと深く結びついている。大多数が送っている日常と切り離された場所では、自らの意思も自立した生活も、実体のないものになってしまう。私達から離れた場所での計画にしないほしい。</p>	<p>次期障害者計画は、障害のある方が自立した地域生活を送れるよう、必要な施策をまとめたものであり、障害のある方を地域から切り離すものではありません。</p> <p>なお、次期障害者計画は障害者基礎調査や障害者団体へのヒアリングにより、障害のある方のご意向等を把握し、公募区民や障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会の議論をもとに策定を進めているものです。</p>	○

11	<p>計画目標の趣旨にある「自立」の定義については、「障害の有無に関わらず、共にいきでゆくなかで、お互いの存在や関わりが社会を成熟させる力になること」に改めてほしい。（他同様1件）</p>	<p>「自立」については、公募区民や障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会の議論を経て、区独自の定義づけをしたものです。このため、修正はいたしません。さまざまなご意見があるということ踏まえながら、引き続き施策の充実に取り組んでまいります。</p>	—
12	<p>基本理念である「つながり」にある「気づき」とはどのような意味合いであるか。また、誰が誰に対する気づきであるのか。障害者基本法の「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する」を共有した啓発活動で良いのではないか。（他同様1件）</p>	<p>「気づき」とは、障害者、高齢者、子育て中の方などと一緒に活動することなどを通じ、多様な人がともに生活していることに対して理解を深め、社会のバリアを自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解のことです。</p> <p>なお、「気づき」の視点は、練馬区障害者計画懇談会の提言を受けて盛り込まれました。</p>	○
13	<p>「計画目標の趣旨」では、障害者基本法に則った書き方になっているので、「施策展開の視点」も障害者基本法に則った文言にするべきである。</p>	<p>「施策展開の視点」は、権利擁護の観点、地域や近隣住民の理解などの障害者基本法の趣旨を踏まえ、施策を進めていく上で必要な視点を記載しています。</p>	○

② 総合相談体制を構築するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
14	総合福祉事務所・保健相談所の相談支援充実とは、どのような内容か。	障害のある方の地域生活上の意向などを、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなぎ、自立した地域生活が送れるよう、職員の支援力の向上を図り、各相談部署の連携を強化し相談支援体制の充実を図ります。	○
15	障害者地域生活支援センターの「基幹相談支援センター化」とは、どのような内容か。	基幹相談支援センターは、平成22年の障害者自立支援法改正により新たに創設された事業です。地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害対応）および成年後見制度利用支援事業の実施、地域の相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成等を行うものです。地域の相談支援体制を強化するため、区内4か所の障害者地域生活支援センターが基幹相談支援センターの機能を果たす予定です。	○

16	<p>障害者におけるケアマネジメント体制とはどのようなものか。</p>	<p>ケアマネジメントとは、その人が望む社会生活を支援するため、社会生活上の意向・課題を把握し、さまざまな社会資源に適切に結びつけていく手続や手法のことです。このため、相談支援の充実を図り適切な障害福祉サービス等につなぎ、また、関係機関の連携強化を図ることでさまざまなニーズに対応できる体制を整備してまいります。</p> <p>さらに身近な相談先（施設や学校、病院など）に対しても、情報提供や助言などを通し、地域で障害のある方を支える体制づくりに取り組みます。</p>	○
17	<p>「計画相談支援」の内容を教えてください。</p>	<p>平成22年の障害者自立支援法の改正により、自立生活を支援するためのサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されるとともに、サービスの利用状況等の把握を行うモニタリングの仕組みが導入されました。</p> <p>この一連の支援が計画相談支援で、作成数等を障害福祉計画において設定しています。</p>	○

18	<p>地域生活支援センターに頼ってしまうことで、逆に地域生活が充実しないのではないか。自分を例にあげれば、近所の商店街等と日頃からつながりを持っていれば、さまざまな支援や情報を得られるし、地域生活も充実する。</p>	<p>地域生活の充実のためには日頃からの地域とのつながりが重要であると考えます。このため、次期障害者計画では基本理念の一つに「つながり」を掲げ、相談支援や地域の見守り支援の充実に取り組むとしています。</p> <p>なお、独力で地域とのつながりを持つことが難しい方も多いことから、障害者地域生活支援センターでは、障害のある方と地域のさまざまな資源をつなぎ、自立した地域生活を送るための支援を行っています。</p>	○
19	<p>聴覚障害者が安心して相談にいけないよう、各障害者地域生活支援センターに、手話ができる職員を配置してほしい。</p>	<p>障害者地域生活支援センターの相談支援員は、手話の習得に向けた取組を行っていますが、技量が不十分な場合は筆談等の方法を交えながら意思疎通を図っています。</p>	□
20	<p>高次脳機能障害等の中途障害者に合う支援プログラムを提供する事業所がない。中途障害者支援事業実施に際し、関係者から意見を聴く等して事業内容を検討する必要がある。</p>	<p>平成22年度に中途障害者支援事業のあり方検討会を実施し、有識者等の関係者からのご意見を提言としていただいております。中途障害者支援事業実施に際しては、この提言を踏まえ、事業内容を検討してまいります。</p>	□
21	<p>中途障害者支援事業は平成25年度から実施となっているが、平成24年度からできる範囲での支援を実施してほしい。</p>	<p>心身障害者福祉センターにおいて、平成24年度から、相談や情報提供などの支援を実施できるよう検討してまいります。</p>	△

22	<p>中途障害を負った場合、障害受容に時間がかかる等、精神的負担が大きく、次のステップに踏み出せない方も多。そういった方々に対するメンタルケアが必要ではないかと感じる。</p>	<p>平成22年度に実施した中途障害者支援事業のあり方検討会において「中途障害者の精神的ストレスを軽減するための心理カウンセリング的な相談」の必要性について提言をいただいております、事業内容に反映させるよう検討してまいります。</p>	△
23	<p>民生委員の仕事の中に障害者支援に寄与することも含まれると思う。しかし、計画素案においては民生委員の記載が見受けられない。障害者施策において、民生委員に期待するところは何か。</p>	<p>次期障害者計画では、相談支援の充実を強く打ち出しているところです。このなかで民生・児童委員については、身近な地域で日頃障害のある方やその家族と関わっている身近な相談窓口として位置づけています。障害のある方の悩み等に寄り添いながら、必要に応じて総合的な相談窓口などにつなぐ役割を担っていただくことを期待しています。</p>	◎
24	<p>障害者がさまざまな機関を利用する際、その窓口の対応には差がある。不快な思いを受けたときに、相談できる窓口を設置してほしい。</p>	<p>苦情等の相談については、各窓口を所管する部署や区の広聴の窓口にご相談下さい。また、事業者の提供する保健福祉サービスに関する相談は、保健福祉苦情調整委員会へご相談いただくことも可能です。</p> <p>なお、引き続き窓口対応の向上に向け取り組んでまいります。</p>	○

25	<p>「親亡き後」を考えるには、親あるうちにさまざまな支援機関との連携を図っておく必要がある。そのためには、支援の調整、権利擁護の視点を踏まえた相談支援の充実が求められる。</p>	<p>次期障害者計画では、相談支援のさらなる充実を打ち出しているところです。さまざまな関係機関がその専門性を活かしながら、また連携しながら継続的に障害のある方を支援できるよう、施策を進めてまいります。</p>	○
26	<p>障害のある方が地域でライフステージに応じた支援を受けることができるよう、学齢期から特別支援学校等に対し、区から情報提供等をする必要がある。</p>	<p>これまでも、さまざまな機会を通して情報提供や情報交換等を行ってきました。学齢期の子どもや家族にとって学校が身近な相談先となっていることから、今後も十分な情報提供等ができるよう取り組んでまいります。</p>	○
27	<p>知的重度の障害者を抱えていると日々の生活に追われ、意見を表出する機会も情報を得る機会も少ない。</p>	<p>障害者基礎調査によると、学校や施設、病院などを身近な相談先とする回答が上位にあがっています。</p> <p>このため、身近な相談先への情報提供を進めていくことで、多くの方々に情報が行きわたるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、施策や事業にご意見等ある場合は、電話、ファックス、電子メール等のご都合の良い方法により、担当部署や各相談窓口までお寄せ下さい。</p>	○

③ 居宅系サービスを充実するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
28	ショートステイ事業の充実の内容を教えてください。	区立しらゆり荘の移転開設に伴い、平成24年6月からショートステイ事業を開始します。あわせて、区内民間事業所(障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム)の空床等を活用し、ショートステイ事業を拡充します。	○
29	ショートステイ事業を簡便な手続きで利用できるようにしてほしい。	障害者自立支援法の手続きをスムーズに行えるように、窓口対応してまいります。	○
30	大泉つつじ荘(緊急一時保護)事業が法内化されることにより、緊急時の利用ができなくなるのか。	法内事業に移行後も、現行と同様の事業の運用を行う予定です。なお、法に則った所定の手続きは必要となります。	○

④ 日中活動系サービスを充実するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
31	高次脳機能障害者に対応する「地域活動支援センターⅢ型事業」を整備する必要がある。	地域活動支援センターⅢ型は、訓練や介護といった既存の障害福祉サービスを利用しにくい方を対象とした日中活動の場として整備を計画しています。	○
32	「地域活動支援センターⅢ型事業」の内容を教えてください。	事業内容については、引き続き検討してまいります。就労継続支援B型事業所等の利用が難しい、高次脳機能障害者や精神障害者の利用を想定しています。	○

33	区立福祉園等において、入浴介助を実施してほしい。	区立福祉園に入浴設備を設置する予定はありません。 なお、入浴については谷原フレンドの夕焼けふれあい事業や訪問入浴サービス等の制度がありますのでご相談下さい。	—
----	--------------------------	---	---

⑤ 居住系サービスを充実するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
34	地域で自分らしく暮らし続けるために、グループホーム・ケアホームの整備を含め、さまざまな施策の充実が求められる。また、暮らしの場の整備だけでなく、地域とつながる暮らしを支える仕組みが必要である。	住み慣れた地域で暮らし続けるためには、グループホーム・ケアホームなどの居住の場の整備、ホームヘルプ等の障害福祉サービス、相談支援の充実を図るとともに、地域で障害のある方を支える体制づくりが必要です。 このため、障害理解への取組や障害のある方の社会参加への取組を進めてまいります。	○
35	高齢期を迎える重度知的障害者のために、区内に入所施設を増やしてほしい。	現在、住まいの場の確保についてはグループホーム・ケアホームの整備などにより対応しています。 一方で、入所施設での支援が必要な方もおり、このことから、既存の施設の活用や事業者との協議を行うなど必要な対応をとってまいります。	△
36	区内入所施設の増設等によって入所枠を拡大することを関係部署に働きかけてほしい。	さまざまな機会をとらえて働きかけてまいります。	△

⑥ サービスの質の向上について

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
37	児童デイサービス等における支援の質が低い。区として、事業内容の把握と改善の指導が必要ではないか。	事業者指定を行う都と連携を図り、必要に応じて指導検査に立ち会うなどしています。また、支援の質の向上に向け、区内の事業者で構成する練馬区障害福祉サービス事業者連絡会での取組を支援してまいります。	○
38	中途失明者を含め、ガイドヘルパーへの需要は増加する傾向にあると思う。それに対応できる体制を整えてほしい。	さまざまな機会をとらえ、引き続き介護・障害福祉サービスの人材確保に努めます。	○

⑦ 障害児支援を充実するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
39	(仮称) こども発達支援センターは18歳まで支援するとなっているが、そこで支援が途切れてしまうのではないかと不安を感じる。もう少し幅広い支援が必要ではないか。	(仮称) こども発達支援センターは、発達に心配のある子どもを対象とした相談、療育等の事業を行うものです。成人期への移行に際しては、障害者地域生活支援センター等の関係機関と適切に連携を図ってまいります。	◎
40	(仮称) こども発達支援センターの整備で子どもたちがさらに分けられてゆくことになれば、障害児がおとなになった時、地域のなかで生きがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができるようになるのか。	(仮称) こども発達支援センターは、区内の発達に心配のあるお子さんについての相談や必要な療育を行い、そのお子さんに応じた発達を支援することで、地域での生活を支援するものです。	○

41	<p>各論5「障害児支援を充実する」の「現状」における「課題を早期に発見し、早期療育につなげる」等の文言および「課題」における「保護者に受容してもらおう」等の文言は、共生社会の実現を目指すのであれば必要ないため、削除してほしい。</p>	<p>発達に心配のある子どもへの早期発見、早期療育と保護者の障害受容は、適切な支援を提供するうえで重要なことと考えます。</p> <p>また、次期障害者計画は公募区民、障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会での議論のもとに策定を進めているものであり、同懇談会からは「療育のための事業所の整備を進める必要がある」との提言を受けています。</p>	—
42	<p>障害児の「状況把握に努め」「専門機関の相談につなげ」から始まり、おとなになったあとも地域での見守り支援の整備を進める等の文言が見受けられる。ひとたび障害があるとレッテルを貼られたら、人としての権利と自由を守る義務は保障されるのか疑問がわく。</p>	<p>「状況把握に努め」等は自立した地域生活を送るために必要な支援を示したものであり、障害の有無により人を区別するものではありません。</p> <p>なお、障害児（者）の人としての権利や自由が守られるよう、障害理解や啓発に努めてまいります。</p>	○
43	<p>(仮称) こども発達支援センターでの相談の際、校区の通常の学級へは誰でも入ることができるという選択肢があることを本人・保護者に知らせてほしい。</p>	<p>進路の相談があった場合には、保護者のご希望をよく伺いながら、アドバイスしていきます。</p>	—
44	<p>福祉と教育が十分に連携を図りながら施策を推進してほしい。</p>	<p>(仮称) 学校教育支援センター等の教育関係機関と連携を図ってまいります。</p>	○
45	<p>児童デイサービスについては、練馬区内において偏在がある。地域ごとに偏らず設置する必要がある。</p>	<p>児童デイサービスは区が設置するものではなく、事業者が都に申請して開設するものです。開設に向けて事業者との調整を行う中で、必要な情</p>	○

		報提供を行うなど、区東部地域への設置に努めてまいります。	
46	児童デイサービスを増やし、障害児だけを1ヶ所に集め、支援をしていくと地域とのつながりが薄くなってしまいます。	児童デイサービスは、身近な療育の場として、お子さんに応じた時間や回数を利用するものであり、地域とのつながりを薄くするものではありません。	—
47	特別支援学級を増やすとは、健常者と分けて教育していくことである。大人になったときに地域とのつながりが薄くなってしまいます。	特別支援学級では、お子さんの障害の状況や特性を生かした教育を行うと同時に、通常の学級との交流等を通して、地域とのつながりを持つように努めています。	—
48	特別支援学級を増やしていくのではなく、教員の増員等を行い、通常の学級での教育を受ける体制を整えてほしい。	区立小中学校の教員配置につきましては、都の規定に従ってその数が決められていることから、区で増員することは困難です。しかし練馬区においては、学校の申請に基づき、区独自で学校生活支援員（非常勤職員）と学校生活臨時支援員（臨時職員）を配置し、通常の学級で学ぶ配慮を要する児童生徒の支援を行っています。今後もその配置を継続するとともに、特別支援教育に関する教員の指導力向上を図り、配慮を要する児童生徒への支援の充実を進めてまいります。	—
49	特別支援学級の増設について、幼稚園も保育園も一緒だったのに、ここからは、特別支援学級や特別支援学校しか選択の余地がな	就学にあたっては、特別支援学級や特別支援学校、あるいは通常の学級を含めて、保護者の意向も踏まえながら、	—

	いような施策になっている。親や本人が願うなら通常の学級で学ぶことができるという文言を盛り込んでほしい。	お子さんにとって最も適切な就学先を相談しております。	
50	障害のあるなしに関わらず、全ての子どもがまず、通常の学級で学び育つことを保障すべきである。(他同様6件)	障害の程度や状態など、個々のお子さんの教育的ニーズに的確に応えることができるよう、教育の場を設定することは必要であると考えています。	—
51	個別事業57「特別支援教育に関わる教員の専門性の向上」を推進し、専門性の高い教員を支援の必要な子どもがいるクラスに配置して、共に学ぶ楽しさを幼年期から進めてほしい。(他同様1件)	校内における研修や教育委員会主催研修会等を通して、教員の特別支援教育に関する専門性の向上に引き続き取り組み、支援の充実を図ってまいります。	○
52	「副籍制度」の内容・実績を教えてください。	副籍制度とは、都立特別支援学校に在籍している児童生徒が地域の小中学校に副次的な学籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るものです。 実績 延べ 51校 66人 (平成22年度実績)	○
53	個別事業58「副籍制度」は差別を助長する可能性があり、インクルーシブ教育の方向とは相反するものであると考える。(他同様1件)	副籍制度とは、都立特別支援学校に在籍している児童生徒が地域の小中学校に副次的な学籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を行うことです。この制度により、居住する地域の中で、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながることを期待できるものです。	—

54	(仮称) 障害児支援ネットワークの推進では具体的にどのようなことを行うのか。	特に生活上のさまざまな課題を解決しなければならない事例について、子どもの支援を行う関係者が情報を共有するとともに、支援方針や支援内容について意見調整を行い、連携してきめ細かな支援を行う体制を整備することを想定しています。	○
55	(仮称) 障害児支援ネットワーク会議で保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を強化してとあるが、子どもは子どもたちの中で育ってゆくのであるから、生活の隅々まで監視する必要はない。共生社会の実現には相反する面があることを認識してほしい。 (他同様1件)	(仮称) 障害児支援ネットワーク会議では、子どもの支援を行う関係者が連携してきめ細かな支援を行うために設置するものであり、生活を監視するものではありません。	—

⑧ 障害者就労を促進するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
56	精神障害者は障害特性により、就労に繋げていくことが難しい。精神障害者の雇用の場の確保を含め、就労施策を充実する必要がある。	区の障害者就労支援の中核を担う練馬区障害者就労促進協会や通所施設がハローワークなどの関係機関と連携し、今後も障害特性を踏まえた雇用の場の確保を含め、就労支援の充実に取り組んでまいります。	○
57	工賃増額のため、区役所地下で作業所で作成した物品の販売をしているが、弁当販売については、出荷数を制限された。工賃増額を掲げている計画に矛盾するのではないか。	区役所地下の販売は、工賃増額を目指すために平成23年度から試行的に取り組んでいるものです。区役所地下には既存の売店があり、ここでも作業所の弁当などを販売して	○

		いることなどを踏まえ、適宜調整をお願いすることがありますので、公平でわかりやすい説明に努めてまいります。	
58	障害の有無に関係なく「働く場」は居場所・交流の場・いきがいでもある。一人ひとりがあたりまえの生活ができるよう、国とも協力して移行促進を行う必要がある。	改正された障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、国の機関であるハローワークや練馬区障害者就労促進協会、就労移行支援事業所等の関係機関の連携を深め、就労支援の強化を図ってまいります。	○
59	現在、練馬区には特例子会社が一社もない。就労促進を行うのであれば、区内に特例子会社誘致という方法が現実的であると考えますが、区の考えを示してほしい。	特例子会社については区内雇用の拡大が図られるなど、就労促進を進めるうえで有効な方策と考えております。このため、誘致のための環境整備等について検討を行ってまいります。	△
60	障害者の民間就職はほとんどない。それは、社会生活の中で障害者とともに生活する経験がないことにより、雇用側も障害理解が進まず、結果として、雇用につながらないと思う。	毎年、約 100 名が特別支援学校や練馬区障害者就労促進協会等の就労支援を受け、民間企業に就職をしています。 引き続き、就労促進を図るため障害理解を進める取組を進めてまいります。	○

⑨ 社会生活支援を推進するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
61	精神科病院に長期間入院していることに対する施策にはどのようなものがあるのか。	精神科病院からの退院が可能と考えられる方に対して、各相談支援機関がその方の状況や家族状況などを十分に把握した上で、退院に向けた準備や退院後の安定した地域生活を送るための必要な支援を	○

		行います。	
62	総合福祉事務所における手話通訳設置事業が障害者計画・第三期障害福祉計画において事業化されていない。事業化してほしい。	手話通訳者の設置については、平成22年10月から4か所の総合福祉事務所で、モデル事業として実施しているところです。 今後については、モデル事業の実施状況や内容について検証を行いながら、検討してまいります。	△
63	練馬区における要約筆記の方法はOHPのみとなっている。OHCを購入しパソコンとプロジェクターを活用した方法を取り入れてほしい。	練馬区では要約筆記用の貸出し機材としては、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）とパソコン用のプロジェクターを用意しています。OHC（オーバー・ヘッド・カメラ）などの新しい機材の導入は、利用の状況や機材の状態など総合的に検討した上で判断してまいります。	△
64	リフト付きタクシーを利用しているが、3～4ヶ月前に予約しようとしても出来ないことが度々ある。改善してほしい。	練馬区では毎年、新たな事業者と契約するなどしてリフト付タクシー事業の充実に努めています。	□
65	タクシー券は郵送してもらえるのか。	利用者が郵送料を負担することにより、簡易書留でタクシー券の郵送交付を行っています。	□
66	ショートステイや児童デイサービスについては、所在地域に偏在があり、送迎負担の問題で利用しにくい状況である。事業者としても送迎を実施するには経済的負担が大きい。事業者・利用者が共に負担軽減されるような取組が必要である。	利用者の送迎は事業者の判断により行うもので、事業報酬には送迎加算が設定されています。このため区独自の補助制度等を実施する予定はありません。 なお、事業所の地域偏在の課題については、区立しらゆ	—

		り荘の移転により一部改善（ショートステイ事業）が図られると考えておりますが、引き続き事業者との協議を踏まえ検討を行ってまいります。	
67	障害者 I T 支援者養成講座については、受講修了者が、その後、どのような活動をしているのかが分からない。心身障害者福祉センターにおいて、修了者が I T サポーターとして、自分が教えられる範囲で、障害者とともに学びあえるパソコン教室も実施してほしい。	障害者 I T 支援者養成講座の受講修了者は、現在 2 つの障害者ボランティア団体を設立して活動しています。また、心身障害者福祉センター主催の障害者パソコン教室の運営に参加している方もいます。	□
68	障害理解を深める必要がある。そのために区立小中学校で、障害当事者がその体験談等を生徒に伝える機会はあるか。	区立小中学校においては、障害のある方を講師に招きお話を伺う機会を持っている学校があります。教育委員会としても、当事者の方の体験談や考えに直接ふれることは、教育的効果が高いと考えています。	□
69	重度の知的障害者の余暇支援事業充実として障害者青年学級の人数拡大をしてほしい。	春日町青少年館における障害者青年学級の定員拡大については、施設規模の点から困難ですが、知的障害者の余暇活動支援の充実について引き続き検討してまいります。	—
70	障害者におけるスポーツ支援にはどのようなものがあるのか。	区立の各温水プールでは、心身に障害のある方に安心して水泳を楽しんでいただけるよう、週一回・2 時間、障害者専用コースを設けています。現在、水泳スタッフの安全管理のもとで、目的・年齢	○

		<p>の異なる多くの方が、水に親しんでいます。</p> <p>また、第13回全国障害者スポーツ大会の練馬区開催を通じて、区民の障害者スポーツに対する理解を深めてまいります。</p>	
71	<p>障害者パソコン教室は、初歩的な操作講習会だけでなく、就労につながるような高度な講習会も実施してほしい。</p>	<p>障害者パソコン教室では、受講者一人ひとりへの事前の聴き取りなどによって、それぞれの需要にお応えできる講習をめざしています。また、必要に応じて、他機関の講習会もご紹介します。</p>	—

⑩ 安全な暮らしを支えるについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
72	<p>防災見守りカードは、他区の都立特別支援学校に通っている練馬区民は対象者となるか。</p>	<p>防災見守りカードは、災害時要援護者名簿を受け取った防災会や町会等が任意で作成しているものです。災害時要援護者名簿には練馬区在住であれば他区に通学していても登録可能です。</p>	○
73	<p>民生委員による見守り支援を強化してほしい。</p>	<p>区は、災害時要援護者名簿に登録いただいた方々の情報を地域の支援活動に活用できるよう、民生・児童委員、区民防災組織等に提供しています。今後、区組織、区民、事業者、民間団体等、民生・児童委員だけでなくそれぞれの支援の担い手が役割分担して安否確認を行う仕組みを、検討・構築してまいります。</p>	○

74	<p>安全な暮らしを支えるためにも、災害時要援護者名簿を活用し、「顔の見える関係構築」に努めてほしい。</p>	<p>災害時要援護者支援を担う方々と要援護者の日ごろからの関係づくりは、いざという時の準備として重要なことと考えています。今後も地域での見守り活動活性化に努めてまいります。</p>	○
75	<p>複数の障害福祉サービスを別の事業所で受けている場合も想定して、事業者間同士での安否確認ネットワークを構築してほしい。</p>	<p>区内の事業者で構成する練馬区障害福祉サービス事業者連絡会において、事業者間のネットワーク化について取り組んでいます。今後、事業者連絡会との連携による安否確認の仕組みを検討してまいります。</p>	△
76	<p>避難時に障害者であることを表すためタオルを巻く等の施策を進めている自治体もある。練馬区では同様の取組を実施する予定はあるか。</p>	<p>障害者であることの表示についてはさまざまな考えがあることから、現状では区として実施する予定はありませんが、今後避難拠点運営における課題の一つとして検討してまいります。</p>	△
77	<p>福祉避難所を整備するとは具体的にどのようなことか。</p>	<p>避難拠点において避難生活を送ることが困難な要援護者を対象として、福祉避難所を開設します。福祉避難所には、区内の高齢者デイサービスセンターや福祉園等の福祉施設等を事前に指定しています。しかし、災害用品や食料等の備蓄・調達方法、受け入れ訓練の実施、職員の配置計画などさまざまな課題があります。これらの課題について検討を深め、災害時に円滑に開設できるよう準備を進めてま</p>	○

		います。	
78	車いすを利用している障害者が利用しやすい災害時の避難場所を整備してほしい。	練馬区では区立の全小中学校を避難拠点に指定していますので、学校を利用しやすくするための整備については教育委員会と調整していきます。また、各避難拠点の状況に応じた対策を考えるよう、避難拠点会議等で働きかけてまいります。	△
79	災害時要援護者名簿に登録しているが、実際の災害時にどのような流れで安全が図られるのか分からないので訓練を実施してほしい。どこに避難すればよいか、誰を頼ればよいか、福祉避難所の位置はどこか等を明示してほしい。	<p>災害時要援護者名簿は民生・児童委員、防災会等に提供し、地域における要援護者の方々への支援をお願いしています。災害時の支援活動が円滑に実施できるよう、支援者と要援護者が日頃から意思疎通を図り、支援方法等を話し合っておくことが重要です。しかし、実際にはこのような活動が難しい場合もあるため、新しい仕組みとして、避難拠点（区立小中学校）を中心とし、支援者が役割分担をして要援護者の安否確認等を行うことを検討しています。</p> <p>また、災害時の避難場所はお近くの区立小中学校（避難拠点）です。避難拠点では区職員、近隣住民で構成される避難拠点運営連絡会が支援活動を行っています。</p> <p>福祉避難所は区内の高齢者デイサービスセンターや福祉園等を指定していますが、避</p>	○

		難拠点において避難生活を送ることが困難な要援護者を対象に、必要に応じて開設します。	
80	社会的弱者に対する区の災害時施策について、具体的手立てを示し、早急に実施する必要がある。また、福祉避難所についても、具体的な情報を周知する必要がある。	<p>災害時に自力では避難することが困難な災害時要援護者に対し、区や区民、事業者、民間団体、ボランティア等さまざまな支援の担い手の力を結集し、支援を行う新しい仕組みを検討しています。</p> <p>また、避難拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を対象に、必要に応じて福祉避難所を開設することとしています。震災時における福祉避難所の開設状況など必要な情報の伝達方法について検討してまいります。</p>	○

⑪ 福祉のまちづくりを推進するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
81	さまざまな施設において、障害者にとって使いづらいと感じる場合がある。改善してほしい。	<p>区では、「練馬区福祉のまちづくり総合計画」において、「行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり」を基本方針の一つとして定め、取組を推進しています。この取組は、使う人の視点から建物のハード面と、施設の運用を含めたソフト面を合わせ、より使いやすい施設となるよう対策を進めるものです。今後も、利用する方のご意見を伺いながら、取組を推</p>	○

		進してまいります。	
82	<p>施策全般的に「気づきの場づくり」「地域の見守りの輪」の文言があるが、同一目線が感じられない。文言修正を検討してほしい。また、ともに理解を深めることにサポーターを募る必要があるのか。</p>	<p>福祉のまちづくりを推進するためには、さまざまな立場の区民が出会い、多様な暮らし方や考えに気づき、相互理解を進め、共感し、行動していくことが重要です。福祉のまちづくりサポーター事業は、区民と区との協働で福祉のまちづくりの推進を図るとともに、地域で気づきの輪を広げ、誰もが住みやすいまちをめざすための取組です。</p> <p>また、福祉のサポーターの方々には、研修会等を実施し、異なる視点の方々とコミュニケーションを図り、新たな気づきを得ることで、自ら行動していただけるように支援しています。</p> <p>今後も、区民との協働により福祉のまちづくりをより一層推進してまいります。</p>	—

⑫ 障害者医療を推進するについて

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
83	<p>区として、高次脳機能障害者が相談できる医療機関を誘致する等して整備する必要がある。</p>	<p>平成26年度の開院を目指して、練馬駅北口に回復リハビリテーション病床を有する病院が設置される予定となっています。</p> <p>運営は、慈誠会徳丸リハビリテーション病院等を運営する医療法人社団慈誠会によって行われる予定となっております。</p>	△

		り、ご意見にあるようなご相談が受けられるよう調整してまいります。	
84	つつじ歯科においては、月1回でもよいので、手話ができる歯科医師・歯科衛生士を配置してほしい。	手話ができる歯科医師・歯科衛生士の配置は困難です。 歯科医師等と手話による意思疎通が必要な場合は、手話通訳者派遣事業の利用などもご検討ください。	—
85	精神障害者への訪問支援についてその内容を教えてほしい。	未治療、治療中断、ひきこもり、退院後の病状不安定などの問題を抱え、安定した地域生活が困難となっている精神障害者の方を対象に、精神科医師・保健師などが自宅を訪問し、必要な対応を行います。未治療の方を医療につなげたり、問題行動の原因が精神的疾患であるかどうかの見立てを行ったりすることで、入院・再入院の防止や地域生活の安定化を図るための事業です。	○
86	精神障害者への訪問支援は、本人からだけでなく、近隣にお住まいの方からの相談でも訪問することはあるか。	近隣にお住まいの方からのご相談も、訪問支援を行うきっかけとなることはあり得ます。ただし、法的な強制力をもつような性格の事業ではありませんので、実施にあたっては、ご本人やご家族の理解や協力が必要であると考えています。	○

⑬ その他

番号	意見の内容	区の考え方・回答	計画への反映状況
87	練馬区の障害福祉の水準は23区内ではどの位の位置であるか	他区と比較して取組が進んでいる分野とさらに進める必要がある分野があり、水準がどの程度かということは一概には言えませんが、引き続き計画に基づいて、障害のある方の自立した地域生活を支援するため、着実に施策を進めてまいります。	—
88	区報での素案説明会開催についての記事には「手話通訳・要約筆記がつきます」という記載がなかった。もう少し配慮してほしい。	これまでも、素案説明会については手話通訳、要約筆記により、聴覚に障害のある方へ情報提供を行ってまいりました。 今後も、同様の対応を行ってまいります。その旨のご案内についても区報や区ホームページに掲載するなど、配慮してまいります。	△
89	障害に認定されていないが生活に困難を抱えている方（難病者等）も多くいる。こういう方々の実態把握のためにも、基礎調査を行ってほしい。	制度の谷間をなくすよう、今後もさまざまな方法で実態の把握に努めてまいります。	△
90	改定練馬区障害者計画期間中（平成19年度～平成22年度）に障害者数が約10%増加したと説明されたが、その内訳はどうなっているか。	障害者手帳の所持者数で比較すると、身体障害者が約6%増、知的障害者が約10%増、精神障害者が約39%増となっています。精神障害者の伸びが大きくなっていますが、3障害のうち身体障害者の割合が大きいため、障害者手帳の	○

		所持者数は約 10%増加したと説明させていただきました。	
91	区内における高次脳機能障害者の数はどの位か。	区による調査は行っていませんので不明ですが、東京都の調査によれば、都内に 49,508 人と推計されています（平成 20 年 3 月）。	—
92	65 歳を過ぎて身体障害者手帳を取得した場合には手当が支給されない。不公平を感じる。	心身障害者福祉手当については、国の制度とは別に東京都、特別区において独自に稼働年齢で障害を負った方を対象とすることを目的として、65 歳の年齢制限を設けています。	—
93	練馬区における障害福祉に関する年間予算はどの位か。	平成 23 年度当初予算の障害者福祉予算規模は、およそ 124 億円となっています。主な項目は自立支援給付費が約 50 億円、地域生活支援事業経費が約 6 億円、自立支援医療費が約 8 億円、各種福祉手当が約 20 億円、福祉作業所維持運営費が約 6 億円、福祉園維持運営費が約 12 億円、となっています。	—
94	福祉園における年間予算はどのくらいか。	平成 23 年度当初予算では、福祉園維持運営費として約 12 億円を計上しています。	—
95	障害者計画懇談会からの提言のうち、⑩福祉のまちづくりを推進するにおいて、「地域を支える中心となる地域の民間団体」とはどのような団体であるか。（他同様 1 件）	区民自ら主体となって活動し、福祉のまちづくりを進めるため、地域の方々の交流事業などを行う団体のことです。	□

96	<p>障害者計画懇談会からの提言のうち、⑥障害児支援を充実するにおいて、「障害児支援の充実を図る必要がある」という記載内容を「同じ場で共に学び育つために必要な配慮や支援を推進する」に改めてほしい。(他同様1件)</p>	<p>障害者計画懇談会の提言は、区に提出された練馬区障害者計画懇談会意見書において、同懇談会の総意としてまとめられた項目です。このため、区が修正を行うことはできません。</p>	—
97	<p>障害者計画懇談会からの提言のうち、⑨安全な暮らしを支えるにおいて、「見守り」という文言が使用されているが、障害者基本法の「共生」からはずれていると感じる。そのため、別の文言にする必要がある。(他同様1件)</p>		—
98	<p>障害者計画懇談会からの提言のうち、⑩福祉のまちづくりを推進するにおいて、「ともに理解を深める「気づき」を進めていく必要がある」を「ともに理解を深めるため、共生社会の実現を進めていく必要がある」に改めてほしい。(他同様1件)</p>		—

お問い合わせ

練馬区健康福祉事業本部福祉部

障害者施策推進課事業計画担当係

電話 5984-4602 (直通)

Fax 5984-1215

Eメール [shogaisisaku02@city.nerima.tokyo.jp](mailto:shogaisisaku02@city.nerima.tokyo.jp)